

「PHE-No.1 株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

- 1．実施期間 平成19年11月8日～平成19年12月7日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 1通
- 4．御意見・情報の概要及び遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>「PHE-No.1 株を利用して生産されたL-フェニルアラニンについて、使用微生物及び発酵副生成物は製造工程で除去され、また、最終産物は晶析により結晶として高度に精製されており、かつ、食品添加物公定書規格の含量規格を満たしている。」とあるが、今日多くの添加物などが複合的に身体をむしばんでいる以上、また「存在する不純物については、従来品の振れ幅の範囲」と、今までの基準が適切なものかを含め慎重に対応すべきものであり、遺伝子組み換えによる開発商品化は慎重を期されたい。</p>	<p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、当該添加物のように最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づいて、安全性評価を行っているところです。</p> <p>この考え方の中で、最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物については、従来の添加物に比べ同等若しくはそれ以上に高度に精製されていること、既存の非有効成分の含有量が当該添加物の中で安全上問題となる程度まで有意に増加していないこと、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないこととされており、今回評価を行ったL-フェニルアラニンについても有害性が示唆される新たな成分等を含有していないことを確認したことから、安全性が確認されたと判断しています。</p>